

III 支部 運 營 規 程

改定（変更）履歴

昭和 61 年 8 月 7 日

平成 9 年 6 月 5 日

平成 11 年 10 月 21 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 23 年 5 月 19 日

平成 24 年 10 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 6 月 19 日

大幅改定（支局の設置、事業計画審議プロセス等）

平成 26 年 6 月 18 日

第 2 条 支部名称の命名規則を追加

第 5 条(3) 評決権は第 14 条で規定するため削除

第 6 条 支部顧問を追加

第 8 条、9 条、10 条 支部役員を支部役職員に変更

第 14 条 第 5 条(3)に代わり評決権を明示。

第 17 条 「支部会の議を得て」を追記

第 19 条 支局の残務整理責任者を明記

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人組込みシステム技術協会（以下「本会」という。）定款第41条の規定に基づき設置された支部の運営に関する通則的事項を定めることを目的とする。

(支部の地域と名称)

第2条 支部の地域は、原則としてそれぞれの支部の所在地を管轄する経済産業局の管轄区域とし、名称も同様に定めるものとする。

2 会長は、業務運営上必要があるときは、理事会の議を得て前項の定める地域および名称を変更することができる。（支局の設置）

第3条 会長は活動の円滑化を図るため必要に応じて支部内に支局を設廃することができる。

(事業)

第4条 支部は、定款に則り以下各号の事業を実施する

2 当該地域における官公庁及び関連機関との情報交流を行う。

3 支部の特性を生かした、各種情報の提供及び教育研修を行う。

4 会員相互の親交の推進、その他、定款に定める目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 支部に所属する会員

(会員)

第5条 支部は、第2条に定める地域内に本社又は会員代表者所在の事業所を置く正会員、支部会員、賛助会員および学会員、個人会員をもって構成する。

2 (1) 1項の会員は、支部の会務等に対し、意見を述べ説明を徴することができる。

(2) 1項の会員は、支部の会務遂行に協力するものとする。

第3章 支部の役職

(支部役職の設置)

第6条 支部には支部長を1名置く。また必要に応じて各号の役職を置くことができる。支部長あるいは副支部長による支局長との兼任を妨げない。

- 2 副支部長 3名以内を置くことができる
- 3 支局長 支局に1名を置くことができる。
- 4 支部顧問 2名以内を置くことができる

(支部の役職の選任)

第7条 支部長は、支部会議における互選により、理事会の決議を経て、会長が任免する。

- 2 副支部長、支部顧問および支局長は、支部長の推薦により会長が任免する。

(役職の義務及び職務)

第8条 支部長、副支部長、支部顧問および支局長（以下支部役職者）は、支部会議の決議及び支部規約を遵守し、支部の為誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役職の任期)

第9条 支部役職者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役職の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した支部役職者は、新たに選任された支部役職者が就任するまで、当該役職者の職務を行うものとする。

(報酬)

第10条 支部役職者は、無報酬とする。

第4章 会 議

(支部会議の設置)

第11条 支部会議は、支部長が必要と認めたときに開催する。

(支部会議の招集)

第12条 支部会議の招集は、会員に対し少なくとも1週間前までに会議の目的である事項、開催日時及び場所を示した書面、あるいは電磁的方法で招集する。

(支部会議の議事)

第13条 支部会議の議事は、第4条1項の会員の過半数が出席し、その有する評決権の過半数で決する。

(表決権行使)

第14条 支部会議において行使することができる評決権は、正会員、支部会員および賛助会員につき1個とし、当該会員は、その評決権の行使を出席の他の会員に委任することができる。

(支部会議の議決項目)

第15条 本規約で特に定める事項のほか、次に掲げる事項は、支部会議に附議する。

- (1) 事業計画案及び収支予算案の確認
- (2) 事業計画案に基づく収支明細の確認
- (3) 支部単位の協賛等の認可
- (4) 支部単位の委員会、研究会、WGの設置（本部規程を参照）
- (5) その他特に支部長が必要と認める事項

(議事録)

第16条 支部会議の議事については、議事録を作成し、2週間以内に、事務局長に提出する。

第5章 事業計画案及び収支予算

(事業計画案等)

第17条 支部の事業計画案及び収支予算案は、支部長が作成し、支部会議の決を得て、原則として当該年度の開始2箇月前までに支部統括本部長に提出するものとする。

- 2 支部統括本部長は各支部の事業計画案、収支予算案を審議、調整し年度開始1箇月前までに会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の内容を参考に本会の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けた上、原則として当該年度の開始までに支部の執行すべき事業計画と予算の示達をしなければならない。

第6章 支部事務局

(事務局)

第 18 条 支部の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 支部の事務局及び職員に関する事項は、理事会の議を経て、会長が決する。

第 7 章 廃 止

(廃止)

第 19 条 支部および支局は、理事会の決議に基づいて廃止することができる。

2 支部あるいは支局を廃止した場合は、支部長あるいは支局長であったものが残務整理に当たる。

(本規約の改版)

第 20 条 この規約の改版は、理事会の決議を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。